

補足説明資料 (地方税関係)

目 次

・ 地方公共団体に対する寄附金税制の取扱いについて	1
・ 寄附金税制を活用した「ふるさと納税」制度の軽減のイメージ（「ふるさと納税研究会」報告書）	2
・ 寄附金税制を活用した「ふるさと納税」による税額の軽減額	3
・ 地方公共団体に対する寄附金についての考え方	4
・ 「ふるさと納税」に関する調査	5

地方公共団体に対する寄附金税制の取扱いについて

現行制度

「ふるさと納税」制度のイメージ (「ふるさと納税研究会」報告書)

住民税

【控除方式】	所得控除
【税額軽減割合】	10%(比例税率)
【適用下限額】	10万円

所得税

【控除方式】	所得控除
【税額軽減割合】	5～40%(適用される 限界税率により異なる。)
【適用下限額】	5,000円

税額控除方式に改める。

所得税の軽減額と合わせて寄附金全額を控除する。

・所得税と合わせて適用下限額を超える額の全額(100%)を控除する。

・全額控除の対象の上限は所得割額の1割とする。

※ 上限を超える部分については、これまでと同等程度(10%)の軽減措置を受けられるよう所要の措置を講ずる。

5,000円に引き下げる。

・現行の所得控除方式を改め、税額控除方式とする。

(所得税の制度、体系の中で検討することが必要)

又は

・現行制度(所得控除方式)を維持する。

※ 現行制度において、所得控除の対象となる寄附金額は、住民税は総所得金額等の25%、所得税は総所得金額等の40%が上限。

寄附金税制を活用した「ふるさと納税」制度の
軽減のイメージ(「ふるさと納税研究会」報告書)

＜所得税において税額控除方式に改める場合＞

- ・適用下限額を超える部分を所得税、住民税それぞれの控除率(合わせて100%)により控除する。

＜所得税において現行の所得控除方式を維持する場合＞

- ・適用下限額を超える部分のうち所得税の軽減額(寄附金額×所得税の限界税率)の残額を住民税から控除する。

例：所得税の限界税率が10%の納税者 ⇒ 住民税で寄附金額の90%を税額控除

所得税の限界税率が20%の納税者 ⇒ 住民税で寄附金額の80%を税額控除

所得税の限界税率が40%の納税者 ⇒ 住民税で寄附金額の60%を税額控除

※1 所得税と合わせて適用下限額を超える部分の全額を控除する上限は所得割額の1割とする。

※2 全額控除の対象の上限を超える部分については、これまでと同等程度(10%)の軽減措置を受けられるよう所要の措置を講ずる。

寄附金税制を活用した「ふるさと納税」による税額の軽減額

＜所得税において現行制度(所得控除方式)を維持する場合＞

○夫婦子2人(うち1人特定扶養)の給与所得者の場合

給与収入(課税所得)			500万円(152万円)		700万円(296万円)		1,000万円(542万円)	
住民税所得割額			15.2万円		29.6万円		54.2万円	
			拡充後	(現行)	拡充後	(現行)	拡充後	(現行)
高率の控除方式の上限額 (住民税所得割額の1割)			15,200円		29,600円		54,200円	
寄附金額	1万円	軽減額の合計 (住民税の軽減:所得税の軽減)	5,000円 (4,700:300)	300円 (0:300)	5,000円 (4,500:500)	500円 (0:500)	5,000円 (4,000:1,000)	1,000円 (0:1,000)
		軽減割合(対寄附金)	50%	3%	50%	5%	50%	10%
		軽減割合(対住民税額)	3.1%	-	1.5%	-	0.7%	-
	3万円	軽減額の合計 (住民税の軽減:所得税の軽減)	17,500円 (16,200:1,300)	1,300円 (0:1,300)	25,000円 (22,500:2,500)	2,500円 (0:2,500)	25,000円 (20,000:5,000)	5,000円 (0:5,000)
		軽減割合(対寄附金)	58.3%	4.3%	83.3%	8.3%	83.3%	16.7%
		軽減割合(対住民税額)	10.7%	-	7.6%	-	3.7%	-
	10万円	軽減額の合計 (住民税の軽減:所得税の軽減)	28,000円 (23,200:4,800)	4,800円 (0:4,800)	45,700円 (36,200:9,500)	9,500円 (0:9,500)	77,300円 (58,300:19,000)	19,000円 (0:19,000)
		軽減割合(対寄附金)	28%	4.8%	45.7%	9.5%	77.3%	19%
		軽減割合(対住民税額)	15.3%	-	12.2%	-	10.8%	-
	30万円	軽減額の合計 (住民税の軽減:所得税の軽減)	58,000円 (43,200:14,800)	34,800円 (20,000:14,800)	85,700円 (56,200:29,500)	49,500円 (20,000:29,500)	137,300円 (78,300:59,000)	79,000円 (20,000:59,000)
		軽減割合(対寄附金)	19.3%	11.6%	28.7%	16.5%	45.8%	26.3%
		軽減割合(対住民税額)	28.4%	13.2%	19.0%	6.8%	14.4%	3.7%

※1 住民税所得割額は、軽減額の計算の簡素化のため、調整控除を適用せずに計算している。

※2 寄附金のうち高率の税額控除の対象の上限を超える部分については、これまでと同等程度(10%)の税額軽減措置を受けられるよう所要の措置を講ずる。

※3 軽減割合(対寄附金)は、軽減額の合計÷寄附金額。軽減割合(対住民税額)は、住民税の軽減額÷住民税所得割額(調整控除適用前)

地方公共団体に対する寄附金についての考え方

「ふるさと納税研究会」報告書（抜粋）

（平成19年10月5日）

Ⅲ 寄附金税制の応用による「ふるさと納税」制度の検討

3. 個人住民税の控除方式を税額控除方式とする場合の個別の検討課題

(1) 個人住民税の税額控除の割合

なお、この場合、現行の寄附金控除制度の対象の中で、地方団体を他の団体と異なる扱いとすることとなるが、この点については、①地方団体に対する寄附金は、行政サービスの財源に直接充てることが可能な一般財源となるものであり、他の団体に対する寄附金とは性格が異なること、②地方団体以外の団体に対する寄附が行われた場合、地方団体の歳入は、個別団体でみても、地方団体全体でみても必ず減少するが、地方団体に対する寄附が行われた場合は、寄附金控除を行う地方団体の歳入が減少しても寄附を受けた地方団体の歳入が増加するため、地方団体全体の歳入総額は減少しないことなどから、地方税である個人住民税の制度上、特に高い公益性を有すると評価しても問題ないものと考えられる。

（参考）住民税の寄附金控除の対象に地方公共団体に対する寄附金を追加した際の理由

Ⅰ これまでの制度と「ふるさと納税」論議

個人住民税は、「地域社会の会費」であることから、所得税と比べ寄附金控除の対象が限定されていたが、地方団体に対する寄附金が追加された趣旨は、①地域の公益増進に資するものであり、個性豊かな魅力ある地域づくりの推進が各地域の緊急の課題となっており、地域づくりの担い手である地方団体に対する寄附を奨励することには、必要性、緊急性が認められること、②地方団体は、一方で寄附金控除を行う立場に立つとともに、他方で寄附金を受領する立場に立つものでもあり、それぞれの地方団体に受益が認められるものであることなどである。

「ふるさと納税」に関する調査

アンケート結果（福井県独自調査）

■ 「ふるさと納税」のような制度が必要か。

	ぜひ必要 どちらかという必要	あまり必要ない 全く必要ない	どちらでもない
東京	36.3%	29.7%	34.0%
大阪	44.9%	32.3%	22.8%
名古屋	45.4%	26.3%	28.3%
福井	60.0%	15.7%	24.3%
計	46.6%	26.0%	27.4%

■ 「故郷寄付金控除」があれば寄付したいか。

	ぜひ寄付したい 機会があれば寄付したい	あまり寄付したくない 全く寄付したくない	どちらでもない
東京	37.4%	29.2%	33.4%
大阪	48.9%	26.8%	24.3%
名古屋	46.3%	25.4%	28.3%
福井	61.1%	11.2%	27.7%
計	48.4%	23.2%	28.4%

■ 寄付をする額は、税金の何割ぐらいが適当か。

	1割	2割	3割	4割以上
東京	58.4%	33.3%	8.3%	0.0%
大阪	25.0%	34.5%	25.6%	14.9%
名古屋	38.6%	28.7%	22.8%	9.9%
福井	40.6%	27.8%	21.8%	9.8%
計	39.8%	30.5%	20.5%	9.2%

【アンケート調査】

場 所：東京、大阪、名古屋、福井

調査方法：対面記入式アンケート

調査期間：平成19年7月6日～8日